

コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

SMFGは、複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、コンプライアンスの強化を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、より一層その徹底に努め、もって、真に優良なグローバル企業集団の確立を目指しています。

コンプライアンス管理

SMFGでは、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、コンプライアンスに関して、適切な指示・指導、モニタリングが行える体制の整備に努めるとともに、不正行為の防止、早期発見・是正のために予防策を講じています。

持株会社の三井住友フィナンシャルグループでは、コンプライアンスの統括責任者であるグループCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を委員長とするコンプライアンス委員会において、SMFG内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議しています。

また、グループ全体のコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「SMFGコンプライアンス・プログラム」の策定等を行っています。三井住友銀行等のグループ会社は、このプログラムを踏まえた、各社ごとのコンプライアンス・プログラムを策定する等によって、体制整備を進めています。

さらに、持株会社の三井住友フィナンシャルグループでは、グループ会社より、コンプライアンスにかかる協議・報告を受け、必要に応じて、助言・指導等を行うことで、グループ全体のコンプライアンス確保に努めています。

反社会的勢力との関係遮断

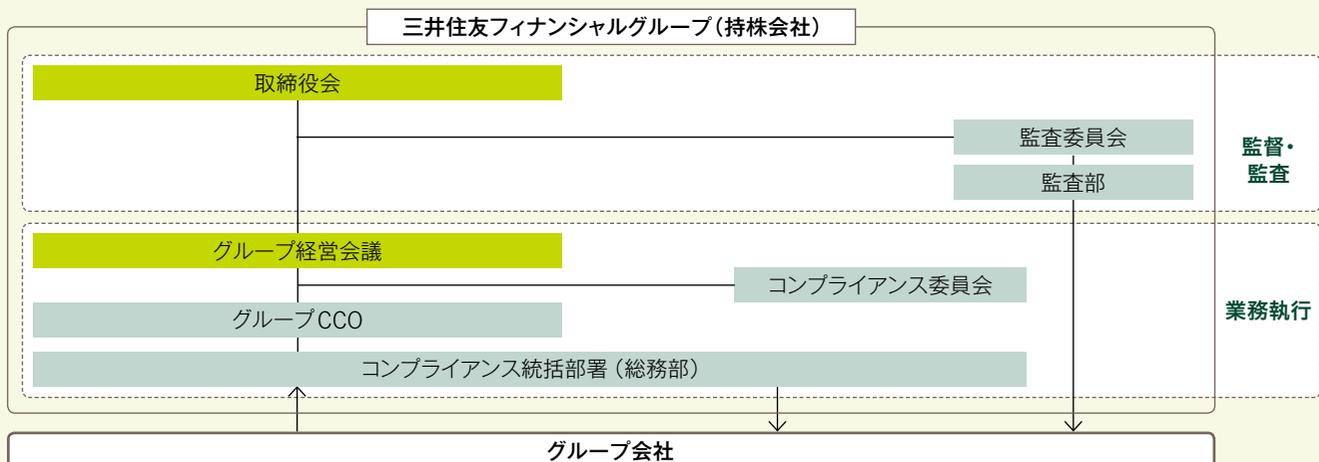
SMFGでは、反社会的勢力に対する基本方針を定め、グループ一体となって、反社会的勢力との関係を遮断する体制を整備しています。

具体的には、反社会的勢力との取引の未然防止に努めるとともに、契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入し、取引開始後に相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には、外部専門機関と連携の上、適切に対応しています。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。
2. 不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行いません。また、必要に応じ法的対応を行います。
3. 反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行います。

SMFGのコンプライアンス体制



お客様の情報の管理

SMFGでは、お客様の情報の適切な保護と利用に関し、グループ全体の基本的な方針であるグループポリシーを策定しており、グループ各社は当該ポリシーにしたがい、お客様の情報の管理体制を整備しています。

三井住友銀行等のグループ各社においても、個人情報および個人番号等の適切な保護と利用に関する取組方針であるプライバシーポリシーを制定・公表する等、体制を整備しています。

内部通報制度および会計・監査不正に関する通報制度

持株会社の三井住友フィナンシャルグループでは、法令等に違反する行為を早期に発見・是正することにより、自浄作用を高めることを目的として、グループ各社の従業員等も利用可能な内部通報窓口「SMFG グループアラームライン」

を社内外に設けています。これに加えて、三井住友銀行等のグループ各社においても、各社の従業員等を対象とした内部通報窓口を設けています。

また、持株会社の三井住友フィナンシャルグループおよびその連結子会社の会計、会計にかかる内部統制、監査事項についての不正行為を早期に発見・是正することにより、グループ内の自浄機能を高めるべく、グループの内外から会計・監査不正に関する通報を受け付ける「SMFG会計・監査ホットライン」を設置しています。

「SMFG会計・監査ホットライン」通報窓口・指定紛争解決機関

「SMFG会計・監査ホットライン」通報窓口指定

以下の宛先で、郵便もしくは電子メールでの通報を受け付けています。

<郵便> 〒100-6310 東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング10階
岩田合同法律事務所内
「SMFG会計・監査ホットライン」宛

<電子メール> smfghotline@iwatagodo.com

- 対象となる通報内容は、当社もしくは当社連結子会社の会計、会計にかかる内部統制、監査事項についての不正行為の疑念です。
- 通報に際しては、匿名での通報も受け付けますが、可能な限り、お名前・ご連絡先を開示してください。
- 通報に際しては、可能な限り具体的に、かつ詳細な事実に基づく記述をお願いします(通報内容が抽象的・不明確な場合等は、調査に限界が生じる場合もございます)。
- 通報者に関する情報は、本人の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合を除き、当社グループ以外の第三者に開示しません。

指定紛争解決機関

三井住友銀行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取り扱いに關しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人全国銀行協会」、信託業法・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の「指定紛争解決機関」である「一般社団法人信託協会」、ならびに金融商品取引法上の「指定紛争解決機関」である「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター」と、契約を締結しております。

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
受付日 月曜日～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)
受付時間 午前9時～午後5時

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所
電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
受付日 月曜日～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)
受付時間 午前9時～午後5時15分

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005
FAX 03-3669-9833
受付日 月曜日～金曜日(祝日等を除く)
受付時間 午前9時～午後5時